

令和元年度第4回札幌市感染症対策本部会議

1 日 時： 令和2年2月29日（土）午後2時～

2 場 所： 本庁12階「1号～3号会議室」

3 会議次第：

(1) 開 会

(2) 現時点の発生状況と対応状況の報告

(3) 各局区における取組状況等の報告

(4) 本部長から

4 資 料：

患者の発生状況と対応状況について・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料1…1ページ

北海道感染症危機管理対策本部会議資料（第8回）・・・・・・・・ 資料2…5ページ

各局区における取組状況等の報告・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料3…19ページ

札幌市における新型コロナウイルス対応状況

1 札幌市関連発生状況

(2月28日現在)

市 No.	道 No.	判明日	年代	性別	居住地	症状経過	入院 状況
1	2	2月14日	50代	男性	札幌市	入院治療中	入院中
2	3	2月18日	40代	男性	札幌市	入院治療中	入院中
3	5	2月19日	40代	男性	札幌市	入院治療中	入院中
4	18	2月22日	70代	男性	札幌市	入院治療中	入院中
5	27	2月24日	70代	女性	札幌市	入院治療中	入院中
6	28	2月24日	50代	男性	札幌市	入院治療中	入院中
7	31	2月25日	60代	女性	札幌市	入院治療中	入院中
8	39	2月25日	40代	男性	大阪府	入院治療中	入院中
9	40	2月27日	50代	男性	札幌市	入院治療中	入院中
10	41	2月27日	50代	男性	札幌市	入院治療中	入院中
11	64	2月28日	60代	女性	札幌市	入院治療中	入院中
12	65	2月28日	60代	男性	札幌市	入院治療中	入院中
13	66	2月28日	60代	男性	札幌市	入院治療中	入院中

2 本部会議等の開催状況

- (1) 第1回新型コロナウイルス肺炎関係緊急会議 令和2年1月29日(水)9:00～
- (2) 第1回札幌市感染症対策本部会議 令和2年1月30日(木)15:00～

＜本部長(市長)指示事項の概要＞

- ・ 保健所を中心に各局相互の連携・情報共有を徹底し、感染症のまん延防止のための一層の対策を実施すること
- ・ 市民、観光客、事業者に正確な情報を分かりやすく提供し、不安の解消を図る。関係機関とも連携を図ること
- ・ 当面の状況をしっかり把握し、更なる対応について検討しておくこと

- (3) 第2回札幌市感染症対策本部会議 令和2年2月18日(火)15:30～

＜本部長指示事項の概要＞

- ・ 前回の指示事項に加え、感染防止対策の徹底、医療体制及び検査体制の充実、BCP(業務継続計画)に基づいた対応構築について、しっかり対応すること

- (4) 第3回札幌市感染症対策本部会議 令和2年2月22日(土)16:00～

＜本部長指示事項の概要＞

- ・ 市主催の不特定多数が集まるイベント等は、当面3週間程度(2/23～3/15)、原則

中止または延期とする。市以外が主催するイベント等についても開催の可否について検討を依頼する

- ・ 高齢者等の社会福祉施設、保育園、学校等について、施設の消毒等の徹底を図り、施設には不特定多数の出入り、不要不急の外出や面会を控えてもらう
- ・ 市有施設で感染者が判明した場合は、速やかに施設の閉鎖等の措置を取り、消毒等を徹底する。市有施設以外にも同様の対応を求めること

3 相談窓口対応状況

		救急安心センター相談件数（# 7 1 1 9）				一般相談件数 (011 - 632 - 4567)
		新型コロナウイルス関係相談				
			発熱等あり	症状なし		
2月 7日	金	1 6 6	9	4	5	—
2月 8日	土	2 6 2	1 4	6	8	—
2月 9日	日	3 0 6	9	4	5	—
2月10日	月	1 8 0	1 0	3	7	—
2月11日	火	2 8 6	6	5	1	—
2月12日	水	1 7 4	1 3	5	8	—
2月13日	木	1 9 2	6	4	2	—
2月14日	金	2 1 3	6 8	3 7	3 1	1 7 2
2月15日	土	3 2 1	5 6	2 1	3 5	1 7 9
2月16日	日	3 3 8	5 1	2 6	2 5	1 2 9
2月17日	月	2 6 5	1 1 3	4 7	6 6	2 9 7
2月18日	火	2 9 4	1 1 9	6 2	5 7	2 7 6
2月19日	水	2 9 1	1 2 3	6 6	5 7	3 1 8
2月20日	木	3 4 6	1 9 7	4 4	1 5 3	3 5 0
2月21日	金	3 6 5	2 0 8	7 0	1 3 8	4 4 0
2月22日	土	5 1 0	2 0 4	3 9	1 6 5	3 5 2
2月23日	日	5 7 5	1 9 6	5 9	1 3 7	3 7 4
2月24日	月	6 7 0	3 3 8	9 5	2 4 3	5 8 8
2月25日	火	4 4 5	2 9 3	6 8	2 2 5	5 8 7
2月26日	水	4 9 5	2 9 9	4 9	2 5 0	6 0 8
2月27日	木	5 3 3	3 7 3	1 4 4	2 3 6	5 6 0

札幌市感染症対策本部会議報告資料(保健所の2/22以降の対応状況)

実施日	概要	所管課
2/25(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・当面3週間程度の間、区健康・子ども課における教室やイベント等の中止又は延期について ・健診・検診等については、感染症対策を十分に講じて実施していただくことについて 	健康企画課
	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道興行生活衛生同業組合への注意喚起。 周知対象：北海道興行生活衛生同業組合 ・周知内容：イベント等の開催について(札幌市の考え方)、一般電話相談窓口の周知各区保健福祉部長あて通知により協力依頼	生活環境課
2/27(木)	新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮に係る市内関係団体への依頼文の送付 周知対象：北海道生活衛生同業組合連合会札幌支部、札幌公衆浴場商業協同組合、札幌クリーニング協同組合、札幌理容協同組合、札幌美容協同組合、札幌ホテル旅館協同組合、一般社団法人定山溪観光協会、定山溪温泉旅館組合、北海道レジャーホテル協会、北海道興行生活衛生同業組合、一般社団法人北海道ペストコントロール協会、北海道葬祭業協同組合 周知内容：従業員が休暇等を取得された際の休みやすい環境整備についての配慮依頼	生活環境課
2/28(金)	旅館業営業者及び組合への注意喚起 周知対象：旅館業営業者(約400施設)、札幌ホテル旅館協同組合、(一社)定山溪観光協会、定山溪温泉旅館組合、北海道レジャーホテル協会 周知内容：感染の疑われる宿泊者等の定義の変更及び一般電話相談の周知	環境衛生課 生活環境課
2/22(土) ～ 2/28(金)	帰国者・接触者外来医療機関の9施設に対し、防護服セットを450セット支給	医療政策課
2/22(土) ～ 2/28(金)	医療機関からの疑い患者の検体回収 患者10名の医療機関への搬送、各患者の疫学調査 濃厚接触者の特定、濃厚接触者全員の健康観察を毎日実施 クルーズ船乗船者の健康観察を毎日実施、厚労省へ報告	感染症総合対策課

北海道感染症危機管理対策本部会議

第 8 回 本 部 員 会 議

日時：令和2年2月28日（金） 17：30～

場所：本庁3階テレビ会議室

1 開 会

2 状況報告

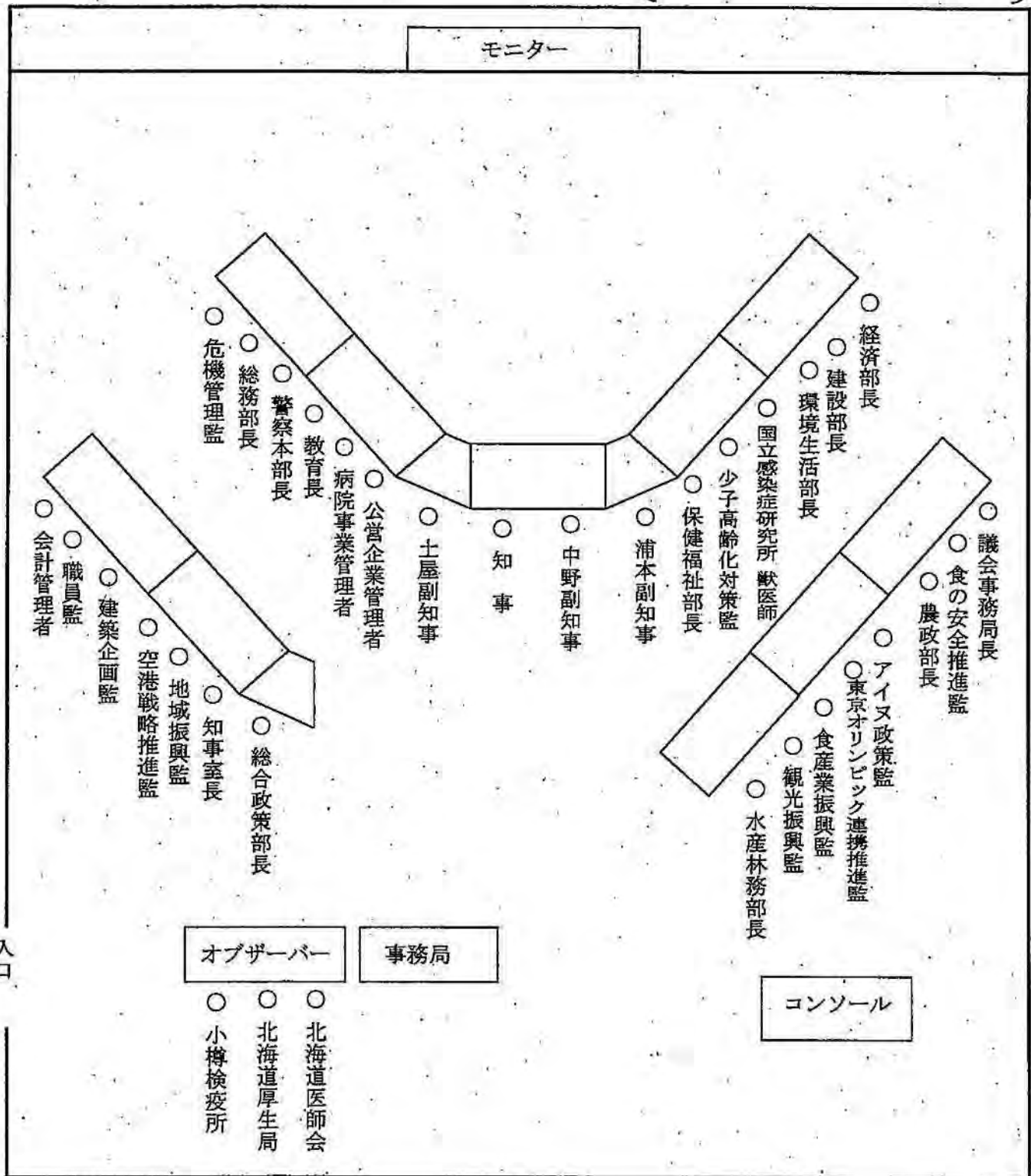
3 今後の対応

4 対策指示 ～ 知事

5 閉 会

北海道感染症危機管理対策本部 配席図

本庁3階テレビ会議室
令和2年(2020年)2月28日(金)
17:30~



第8回 北海道感染症危機管理対策本部会議出席者名簿

日時:令和2年2月28日(金)17時30分

場所:本庁3階 テレビ会議室

(本部長)

所 属	職 名	氏 名
北海道(本部長) (副本部長) (副本部長) (副本部長)	知 事	鈴 木 直 道
	副 知 事	浦 本 元 人
	副 知 事	土 屋 俊 亮
	副 知 事	中 野 祐 介
総務部	部 長	佐 藤 敏
	職 員 監	松 浦 英 則
	危 機 管 理 監	佐 々 木 誠 也
総合政策部	部 長	黒 田 敏 之
	知 事 室 長	濱 坂 真 一
	地 域 振 興 監	松 浦 豊
	空 港 戦 略 推 進 監	豊 島 厚 二
環境生活部	部 長	築 地 原 康 志
	東京オリンピック連携推進監	阪 正 寛
	ア イ ヌ 政 策 監	長 橋 聡
保健福祉部(総合調整員)	部 長	橋 本 彰 人
	少 子 高 齢 化 対 策 監	粟 井 是 臣
経済部	部 長	倉 本 博 史
	観 光 振 興 監	三 瓶 徹 恵
	食 産 業 振 興 監	甲 谷 恵
農政部	部 長	小 田 原 輝 和
	食 の 安 全 推 進 監	大 西 秀 典
水産林務部	部 長	中 田 克 哉
建設部	部 長	小 林 敏 克
	建 築 企 画 監	平 向 邦 夫
出納局	会 計 管 理 者	根 布 谷 禎 一
企業局	北 海 道 公 営 企 業 管 理 者	小 玉 俊 宏
道立病院局	病 院 事 業 管 理 者	鈴 木 信 寛
議会事務局	事 務 局 長	近 藤 晃 司
北海道教育委員会	教 育 長	佐 藤 嘉 大
北海道警察本部	本 部 長	山 岸 直 人

(アドバイザー)

所 属	職 名	氏 名
国立感染症研究所	実地疫学専門家養成コース師 獣 医	北 原 瑞 枝

(オブザーバー)

所 属	職 名	氏 名
厚生労働省北海道厚生局	局 長	桑 島 昭 文
小樽検疫所	所 長	辻 村 正 信
札幌市保健福祉局 保健所	医 務 監	矢 野 公 一
一般社団法人北海道医師会	事 務 局 長	安 達 督
東京事務所	所 長	森 隆 司
総合振興局(振興局)	各局長(代理含)	

新型コロナウイルス感染症について

保健福祉部 (R2. 2. 28)

1 発生の状況

- (1) 道内の発生状況及び検査の状況

別紙のとおり

- (2) 国内の発生状況 (厚生労働省発表)

2月27日までに確認されている患者は167名 (※)

(※) その他19名の無症状病原体保有者が確認されている。

また、2月25日現在、クルーズ船に対する検疫により、705人について陽性確認。

2 国の対応

- (1) 着実な検疫の実施及び強化 (全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化)
- (2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化 (地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査)
- (3) 国民への情報提供 (宿泊施設への周知、国民向けQ & A)
- (4) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症 (感染症法第6条) 及び検疫感染症 (検疫法第2条第3項) に指定
- (5) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置指示。
- (6) 2月9日、地方衛生研究所における検疫業務 (クルーズ船) に関連する検査への協力依頼
- (7) 2月12日、新型コロナウイルス感染症に関する流行地域に浙江省を追加
- (8) 2月13日、無症状病原体保有者の入院を措置対象へ追加
- (9) 2月15日、都道府県に対し「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の更なる充実について依頼。
- (10) 2月17日、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、感染症に関する行政検査の対象者を取りまとめた旨通知。
- (11) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。
- (12) 2月18日、無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いを変更。
- (13) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表
- (14) 2月20日、職場における拡大防止に向けた取り組みについて、経済団体に要請。
- (15) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定
- (16) 2月25日、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げ、国立感染症研究所の専門家チームを北海道に派遣 (3名)。
- (17) 2月27日、釧路市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣 (2名)
- (18) 2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、安部首相が全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業とすることを要請。
- (19) 2月28日、当本部の感染症対策チームから北見市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣 (2名) するとともに、その後任として、北海道に追加派遣 (1名)。

3 道の対応（保健福祉部）

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底。
- (2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備（1月30日から検査可能）
- (3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起
 - (ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供
Q & A、休日夜間の電話対応開始
道民向けのリーフレット（相談・受診の目安）を作成
 - (イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼。
1月22日、宿泊施設、関係団体等（宿泊者への対応等）、外国人相談センター
1月23日、観光関係団体等
1月30日、宿泊施設、観光関係団体等（衛生管理等）
1月30日、交通事業者への衛生管理徹底
2月10日、宿泊施設等関係団体、観光関係団体（帰国者・接触者相談センターの周知等）
 - (ウ) 保健所等による相談対応
1月30日 休日・夜間の電話対応の開始
- (4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出
- (5) 関係会議の開催状況
 - 1月23日 庁議
 - 1月24日 緊急保健所長会議
 - 1月24日 感染症危機管理対策本部幹事会開催
 - 1月28日 " 本部設置、第1回本部会議開催
 - 1月31日 " 第2回本部会議開催
 - 1月31日 緊急保健所長会議
 - 2月 7日 感染症危機管理対策本部 第3回本部会議開催
 - 2月14日 " 第4回本部会議開催
 - 2月19日 " 第5回本部会議開催
 - 2月21日 " 第6回本部会議開催
 - 2月25日 " 第7回本部会議開催
 - 2月27日 " 第8回本部会議開催
- (6) 2月 7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備
- (7) 2月25日、保健福祉部長をチーム長とする「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置。＜5班体制：総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班）
また、知事による要請のもと、厚生労働省から国立感染症研究所の専門家チームの派遣を受ける。
- (8) 2月26日、知事名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について」を発出。

新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

(資料1の別紙)
令和2年2月28日17時00分現在

No.	確定日	年代	性別	居住地	症状経過	入院状況	濃厚接触者の状況
1	1/28	40代	女性	中国武漢市	全快	退院	2名特定、健康観察終了
2	2/14	50代	男性	札幌市	入院治療中	入院中	43名特定し、健康観察中
3	2/18	40代	男性	札幌市 (単身赴任者)	入院治療中	入院中	26名特定し、健康観察中 うち1名はNo.5の男性
4	2/19	60代	男性	渡島総合振興局管内 (七飯町)	入院治療中	入院中	69名特定し、健康観察中 No.12の女性
5	2/19	40代	男性	札幌市	入院治療中	入院中	No.3の男性 それ以外は調査中
6	2/21	10歳未満	男性	上川総合振興局管内 (中富良野町)	入院治療中	入院中	No.7の男性 調査中
7	2/21	10代	男性	上川総合振興局管内 (中富良野町)	入院治療中	入院中	No.6の男性 調査中
8	2/21	40代	女性	石狩振興局管内 (千歳市)	入院治療中	入院中	38名特定し、健康観察中 調査中
9	2/22	70代	女性	胆振総合振興局管内	入院治療中	入院中	6名特定し、健康観察中 No.24の男性
10	2/22	80代	男性	渡島総合振興局管内 (知内町)	2/27死亡	-	No.54の女性 調査中
11	2/22	70代	男性	上川総合振興局管内 (旭川市)	入院治療中	入院中	調査中 No.20の女性
12	2/22	50代	女性	渡島総合振興局管内 (函館市)	入院治療中	入院中	調査中 No.4の男性
13	2/22	60代	男性	渡島総合振興局管内 (函館市)	入院治療中	入院中	調査中
14	2/22	50代	女性	根室振興局管内 (根室市)	入院治療中	入院中	23名特定し、健康観察中 調査中
15	2/22	10代	女性	胆振総合振興局管内	入院治療中	入院中	No.25の女性 調査中
16	2/22	50代	女性	石狩振興局管内 (江別市)	入院治療中	入院中	調査中
17	2/22	50代	男性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	入院治療中	入院中	No.29の女性、No.43の男性 調査中
18	2/22	70代	男性	札幌市	入院治療中	入院中	No.27の女性 調査中
19	2/23	30代	男性	上川総合振興局管内 (旭川市)	入院治療中	入院中	調査中
20	2/23	60代	女性	上川総合振興局管内 (旭川市)	入院治療中	入院中	No.11の男性 調査中
21	2/23	20代	男性	上川総合振興局管内 (美瑛町)	入院治療中	入院中	No.32の男性 調査中
22	2/23	70代	男性	上川総合振興局管内 (愛別町)	入院治療中	入院中	調査中
23	2/23	30代	女性	釧路総合振興局管内 (釧路市)	入院治療中	入院中	20名特定 健康観察中
24	2/23	80代	男性	胆振総合振興局管内	入院治療中	入院中	No.9の女性 調査中
25	2/23	40代	女性	胆振総合振興局管内	入院治療中	入院中	No.15の女性 調査中
26	2/23	20代	女性	石狩振興局管内	入院治療中	入院中	調査中

新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

(資料1の別紙)

令和2年2月28日17時00分現在

No.	確定日	年代	性別	居住地	症状経過	入院状況	濃厚接触者の状況
27	2/24	70代	女性	札幌市	入院治療中	入院中	No.18の男性、No.31の女性 調査中
28	2/24	50代	男性	札幌市	入院治療中	入院中	No.40、41、43の男性 調査中
29	2/24	20代	女性	オホーツク総合振興局管内	入院治療中	入院中	No.17の男性 調査中
30	2/24	50代	男性	石狩振興局管内	入院治療中	入院中	調査中
31	2/25	60代	女性	札幌市	入院治療中	入院中	No.27の女性 調査中
32	2/25	60代	男性	上川総合振興局管内 (美瑛町)	入院治療中	入院中	No.21の男性 調査中
33	2/25	20代	男性	オホーツク総合振興局管内	入院治療中	入院中	No.43の男性 調査中
34	2/25	20代	女性	上川総合振興局管内 (旭川市)	入院治療中	入院中	調査中
35	2/25	70代	男性	釧路総合振興局管内	入院治療中	入院中	調査中
36	2/26	70代	女性	日高振興局管内 (新ひだか町)	入院治療中	入院中	調査中
37	2/26	70代	女性	日高振興局管内 (新ひだか町)	入院治療中	入院中	調査中
38	2/26	高齢者	非公表	渡島総合振興局管内 (函館市)	2/25死亡	—	調査中
39	2/25	40代	男性	大阪府	入院治療中	入院中	調査中
40	2/27	50代	男性	札幌市	入院治療中	入院中	No.28、43の男性 調査中
41	2/27	50代	男性	札幌市	入院治療中	入院中	No.28、43の男性 調査中
42	2/27	30代	男性	オホーツク総合振興局管内	入院治療中	入院中	調査中
43	2/27	70代	男性	オホーツク総合振興局管内	入院治療中	入院中	No.17,28,33,40,41の男性 調査中
44	2/27	60代	男性	釧路総合振興局管内 (厚岸町)	入院治療中	入院中	調査中
45	2/27	40代	男性	釧路総合振興局管内			調査中
46	2/27	40代	男性	空知総合振興局管内 (滝川市)	入院治療中	入院中	調査中
47	2/27	10歳未満	男性	上川総合振興局管内			調査中
48	2/27	30代	男性	オホーツク総合振興局管内			調査中
49	2/27	10歳未満	男性	十勝総合振興局管内	入院治療中	入院中	調査中
50	2/27	80代	男性	上川総合振興局管内 (美瑛町)			調査中
51	2/27	30代	男性	檜山振興局管内 (せたな町)	入院治療中	入院中	調査中
52	2/27	80代	男性	檜山振興局管内 (せたな町)	入院治療中	入院中	調査中

新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

(資料1の別紙)

令和2年2月28日17時00分現在

No.	確定日	年代	性別	居住地	症状経過	入院状況	濃厚接触者の状況
53	2/27	60代	男性	渡島総合振興局管内 (八雲町)	入院治療中	入院中	調査中
54	2/27	40代	女性	渡島総合振興局管内 (木古内町)			No.10の男性 調査中
55	2/28	80代	女性	檜山振興局管内			
56	2/28	10歳未満	男性	石狩振興局管内			
57	2/28	80代	男性	空知総合振興局管内			
58	2/28	60代	女性	上川総合振興局管内			
59	2/28	60代	男性	上川総合振興局管内			
60	2/28	60代	男性	オホーツク総合振興局管内			
61	2/28	60代	女性	オホーツク総合振興局管内			
62	2/28	40代	男性	釧路総合振興局管内			
63	2/28	70代	男性	釧路総合振興局管内			

検査の状況 (2月28日 16時30分現在)

札幌市分を含め、325名のうち陽性63名

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（概要）

令和2年2月25日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1 現在の状況と基本方針の趣旨

複数地域で感染路不明の患者が散発的に発生。一部地域で小規模患者クラスター（集団）が把握されているが、大規模感染拡大が認められている地域はない。

流行の早期終息には、クラスターが次のクラスターを生み出すことの防止が重要であり、患者増加のスピード抑制が国内流行を抑える上で重要な意味を持つ。

あわせて、この時期は重症者対策の医療提供体制等を整える準備期間にあたる。

国、自治体、事業者、国民等が一丸となって対策を進めるため、現在の対策と今後を見据えた対策を整理し基本方針を示すもの。

2 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

- 一般的状況では飛沫・接触感染で、空気感染はないものと考えられるが、閉鎖空間の近距離での多人数との会話等は、咳やくしゃみ等がなくても感染拡大のリスクがある。
- 感染力は事例により様々。特定の人からの感染拡大が疑われる事例がある一方、多くの事例では、周囲の人にはほとんど感染させていない。
- 発熱等が1週間前後持続することが多く、倦怠感を訴える人が多い。季節性インフルエンザより入院期間が長くなる事例が報告されている。
- 罹患しても軽症、治癒する例も多い。重症度は季節性インフルエンザと比べて高いリスク。特に高齢者・基礎疾患を有する者は重症化リスクが高い。
- 抗ウイルス薬がなく、対症療法が中心。迅速診断用簡易検査キットもない。
- 他のウイルス治療薬等が効果的である可能性がある。

3 現時点での対策の目的

- 早期終息を目指しつつ、患者増加のスピードを抑制し、流行の規模を抑える。
- 重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- 社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

4 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

(1) 国民・企業・地域等に対する情報提供

- ① 正確でわかりやすい情報提供や呼びかけを行い冷静な対応を促す。
 - ・発生状況、病態等の正確な情報提供
 - ・手洗い、咳エチケット等の対策徹底
 - ・発熱等の風邪症状の場合の休暇習得、外出自粛等呼びかけ
 - ・相談をせずに医療機関を受診することによる感染リスクの呼びかけ
- ② 風邪症状職員等の休暇取得勧奨、テレワークや時差出勤の推進等呼びかけ。
- ③ イベント等開催は、全国一律の自粛要請はしないが、必要性の検討要請。
- ④ 感染拡大国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援。
- ⑤ 国民、外国政府、外国人旅行者への情報提供で感染防止と風評対策につなげる。

(2) 国内での感染状況の把握

ア 現行

- ① 医師からの届出により疑似症状患者にPCR検査を実施。患者確認の場合は、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握。
- ② 地方衛生研究所等の検査機能の向上。
- ③ 学校関係患者情報について、都道府県保健衛生部局と教育委員会等部局で共有。

イ 今後

確定診断のためのPCR検査に移行しつつ、発生状況調査の仕組みを整備。

(3) 感染拡大防止対策

ア 現行

- ① 積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛要請等。患者クラスターの把握と、関係する施設の休業やイベント自粛等要請。
- ② 高齢者施設等における施設内感染対策の徹底。
- ③ 公共交通機関等多数の人が集まる施設の感染対策の徹底。

イ 今後

- ① 患者数が継続的に増えている状況では、積極的疫学調査や濃厚接触者の健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力要請にシフト。患者クラスターへの対応を継続、強化。
- ② 学校等での感染対策方針の提示、臨時休業等の都道府県等から設置者等への要請。

(4) 医療提供体制

ア 現行

- ① 帰国者・接触者相談センターを整備し、24時間対応。
- ② 帰国者・接触者相談センターから帰国者・接触者外来へ誘導。
- ③ PCR検査を実施し、入院措置。
- ④ 病床や人工呼吸器等の確保。
- ⑤ 治療法や治療薬、ワクチン、簡易検査キットの開発等に取り組む。

イ 今後

- ① 患者数が大幅に増えた状況での外来は、一般の医療機関で診療時間や動線を区分する対策を講じた上で、感染疑い患者を受入。重症者を受け入れる感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小。
風邪症状が軽度の場合は自宅療養を原則。状態変化の場合に相談の上、受診。風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等への継続的な医療・投薬は電話診療による処方箋発行で、受診しなくてもよい体制を構築。
- ② 病床や人工呼吸器等の確保、医療機関の役割分担など入院医療提供体制を整備。
- ③ 院内感染対策の更なる徹底。医療機関への感染制御に必要な物品の確保。
- ④ 高齢者施設等での感染疑い者発生の場合、防止策の徹底と入院医療につなげる。

(5) 水際対策

入国制限、渡航中止勧告等は引き続き実施。一方で検疫は医療資源確保の観点から、国内の感染拡大防止策等に応じた運用にシフト。

(6) その他

- ① マスク等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請。
- ② マスク等の過剰な在庫を抱えないよう消費者等に冷静な対応な呼びかけ。
- ③ WHO等の対応状況の情報収集。日本での知見を積極的にWHO等と共有。
- ④ 中国からの一時帰国児童等の学校受入支援やいじめ防止等の取組実施。
- ⑤ 患者や対策関係者の人権に配慮した取組を行う。
- ⑥ 空港、港湾、医療機関等のトラブル防止のため、必要な警戒警備を実施。
- ⑦ 混乱に乗じた各種犯罪抑止、取締りの徹底。

5 今後の進め方について

厚労省をはじめとする各府省が連携の上、関係者等に所要の通知を発出。地域ごとの各対策の切替えのタイミングは厚労省が考え方を示した上で、自治体が厚労省と相談し判断。事態な進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合は、本対策本部において、専門家会議の議論を踏まえつつ更新する。

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（概要）

令和2年2月25日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1 現在の状況と基本方針の趣旨

複数地域で感染路不明の患者が散発的に発生。一部地域で小規模患者クラスター（集団）が把握されているが、大規模感染拡大が認められている地域はない。
流行の早期終息には、クラスターが次のクラスターを生み出すことの防止が重要であり、患者増加のスピード抑制が国内流行を抑える上で重要な意味を持つ。
あわせて、この時期は重症者対策の医療提供体制等を整える準備期間にあたる。
国、自治体、事業者、国民等が一丸となって対策を進めるため、現在の対策と今後を見据えた対策を整理し基本方針を示すもの。

2 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

- 一般的状況では飛沫・接触感染で、空気感染はないものと考えられるが、閉鎖空間の近距離での多人数との会話等は、咳やくしゃみ等がなくても感染拡大のリスクがある。
- 感染力は事例により様々。特定の人からの感染拡大が疑われる事例がある一方、多くの事例では、周囲の人にはほとんど感染させていない。
- 発熱等が1週間前後持続することが多く、倦怠感を訴える人が多い。季節性インフルエンザより入院期間が長くなる事例が報告されている。
- 罹患しても軽症、治癒する例も多い。重症度は季節性インフルエンザと比べて高いリスク。特に高齢者・基礎疾患を有する者は重症化リスクが高い。
- 抗ウイルス薬がなく、対症療法が中心。迅速診断用簡易検査キットもない。
- 他のウイルス治療薬等が効果的である可能性がある。

3 現時点での対策の目的

- 早期終息を目指しつつ、患者増加のスピードを抑制し、流行の規模を抑える。
- 重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- 社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

4 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

(1) 国民・企業・地域等に対する情報提供

- ① 正確でわかりやすい情報提供や呼びかけを行い冷静な対応を促す。
 - ・ 発生状況、病態等の正確な情報提供
 - ・ 手洗い、咳エチケット等の対策徹底
 - ・ 発熱等の風邪症状の場合の休暇習得、外出自粛等呼びかけ
 - ・ 相談をせずに医療機関を受診することによる感染リスクの呼びかけ
- ② 風邪症状職員等の休暇取得勧奨、テレワークや時差出勤の推進等呼びかけ。
- ③ イベント等開催は、全国一律の自粛要請はしないが、必要性の検討要請。
- ④ 感染拡大国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援。
- ⑤ 国民、外国政府、外国人旅行者への情報提供で感染防止と風評対策につなげる。

(2) 国内での感染状況の把握

ア 現行

- ① 医師からの届出により疑似症状患者にPCR検査を実施。患者確認の場合は、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握。
- ② 地方衛生研究所等の検査機能の向上。
- ③ 学校関係患者情報について、都道府県保健衛生部局と教育委員会等部局で共有。

イ 今後

確定診断のためのPCR検査に移行しつつ、発生状況調査の仕組みを整備。

(3) 感染拡大防止対策

ア 現行

- ① 積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛要請等。患者クラスターの把握と、関係する施設の休業やイベント自粛等要請。
- ② 高齢者施設等における施設内感染対策の徹底。
- ③ 公共交通機関等多数の人が集まる施設の感染対策の徹底。

イ 今後

- ① 患者数が継続的に増えている状況では、積極的疫学調査や濃厚接触者の健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力要請にシフト。患者クラスターへの対応を継続、強化。
- ② 学校等での感染対策方針の提示、臨時休業等の都道府県等から設置者等への要請。

(4) 医療提供体制

ア 現行

- ① 帰国者・接触者相談センターを整備し、24時間対応。
- ② 帰国者・接触者相談センターから帰国者・接触者外来へ誘導。
- ③ PCR検査を実施し、入院措置。
- ④ 病床や人工呼吸器等の確保。
- ⑤ 治療法や治療薬、ワクチン、簡易検査キットの開発等に取り組む。

イ 今後

- ① 患者数が大幅に増えた状況での外来は、一般の医療機関で診療時間や動線を区分する対策を講じた上で、感染疑い患者を受入。重症者を受け入れる感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小。
風邪症状が軽度の場合は自宅療養を原則。状態変化の場合に相談の上、受診。風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等への継続的な医療・投薬は電話診療による処方箋発行で、受診しなくてもよい体制を構築。
- ② 病床や人工呼吸器等の確保、医療機関の役割分担など入院医療提供体制を整備。
- ③ 院内感染対策の更なる徹底。医療機関への感染制御に必要な物品の確保。
- ④ 高齢者施設等での感染疑い者発生の場合、防止策の徹底と入院医療につなげる。

(5) 水際対策

入国制限、渡航中止勧告等は引き続き実施。一方で検疫は医療資源確保の観点から、国内の感染拡大防止策等に応じた運用にシフト。

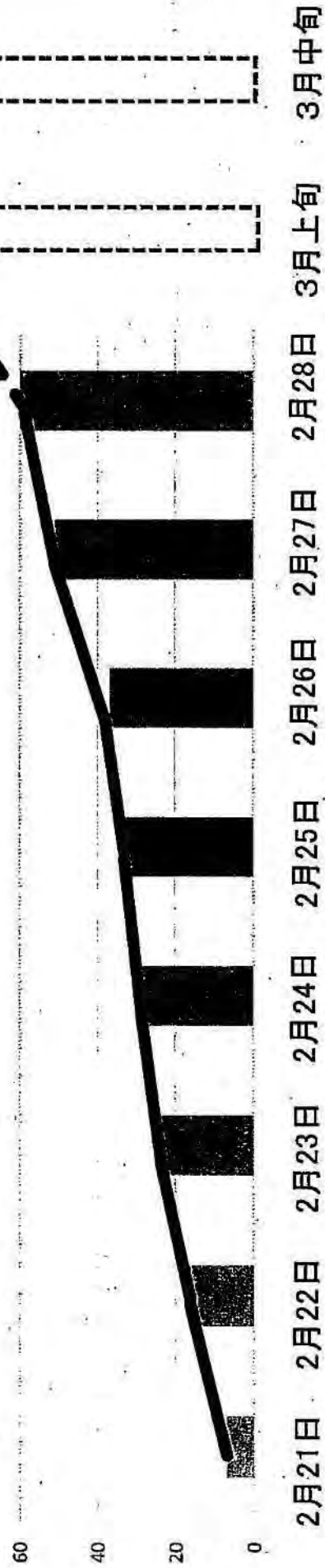
(6) その他

- ① マスク等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請。
- ② マスク等の過剰な在庫を抱えないよう消費者等に冷静な対応な呼びかけ。
- ③ WHO等の対応状況の情報収集。日本での知見を積極的にWHO等と共有。
- ④ 中国からの一時帰国児童等の学校受入支援やいじめ防止等の取組実施。
- ⑤ 患者や対策関係者の人権に配慮した取組を行う。
- ⑥ 空港、港湾、医療機関等のトラブル防止のため、必要な警戒警備を実施。
- ⑦ 混乱に乗じた各種犯罪抑止、取締りの徹底。

5 今後の進め方について

厚労省をはじめとする各府省が連携の上、関係者等に所要の通知を発出。地域ごとの各対策の切替えのタイミングは厚労省が考え方を示した上で、自治体が厚労省と相談し判断。事態な進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合は、本対策本部において、専門家会議の議論を踏まえつつ更新する。

患者数の推移と推測



道民の皆様へ

令和2年2月28日

資料4

新型コロナウイルス緊急事態宣言

＜道民の底力で STOP！コロナウイルス＞

- ◆新型コロナウイルスの感染を防ぐため、オール北海道で取り組みできませんでした。状況はより深刻さを増しています。
 - ◆早期の終息、そして皆さんご自身と大切な人の命と健康を守るため、お願いしたいことがあります。
感染の拡大防止のため、
- この週末は、外出を控えてください。**
- ◆皆様のご理解とご協力を、よろしくお願いします。

北海道知事 鈴木 直道

令和2年(2020年)2月27日

報道機関各社 様

札幌市保健福祉局

「札幌市健康づくりセンター」の一時休館のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、「札幌市健康づくりセンター」を2月28日(金)から3月8日(日)までの間、休館しますので、お知らせいたします。

1 休館する施設

名称：中央健康づくりセンター

所在：札幌市中央区南3条西11丁目 中央保健センター3階、4階、5階

名称：東健康づくりセンター

所在：札幌市東区北10条東7丁目 東保健センター3階

名称：西健康づくりセンター

所在：札幌市西区八軒1条西1丁目7-7

2 休館期間

令和2年2月28日(金)から3月8日(日)まで

【問合せ先：札幌市保健福祉局保健所健康企画課 鈴木・伊藤(Tel.622-5151)】

各 局 区 長 様

総 務 局 長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための時差出勤等について（通知）

新型コロナウイルス感染症の国内発生に伴い、通勤時の混雑緩和による市内における感染の拡大防止を目的として、下記のとおり時差出勤を可能とします。

つきましては、各局区においては、公務の運営に支障の無い範囲で適切に対応するようお願いいたします。

記

1 対象職員（時差出勤を可能とする職員）

- ① 正規の勤務時間が月曜日から金曜日の 8 時 45 分～17 時 15 分（休憩時間 12 時 15 分～13 時 00 分）の職員（区役所等のいわゆる一般職場に勤務する職員）
- ② 上記以外のいわゆる変則勤務職場に勤務する職員のうち、正規の勤務時間の始期が 8 時 00 分～9 時 00 分の間に割り振られる職員
- ※ 臨時的任用職員及び第 2 種非常勤職員を含みます（詳細は下記 6 留意点参照）。

2 時差出勤を認める要件

通勤時の混雑緩和による市内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とする場合であって、公務の運営に支障が無いと所属長が認める場合

- ※ 交通用具（自動車等）で通勤をしている等、通勤における混雑緩和を図る必要が無い場合には、本取扱いはできません。

3 時差出勤のパターン

時差出勤により、正規の勤務時間を以下のいずれかとするを可能とします。

- ① 上記 1 ① の職員

	勤務時間	休憩時間	半日区分時刻
①	7 時 45 分～16 時 15 分	11 時 15 分～12 時 00 分	11 時 15 分
②	8 時 15 分～16 時 45 分	11 時 45 分～12 時 30 分	11 時 45 分
③	9 時 15 分～17 時 45 分	12 時 45 分～13 時 30 分	12 時 45 分
④	9 時 45 分～18 時 15 分	13 時 15 分～14 時 00 分	13 時 15 分

(2) 上記 1 (2) の職員

	勤務時間及び休憩時間	半日区分時刻
①	正規の勤務時間の始期、終期及び休憩時間帯を 1 時間早めた勤務	各職場において定める半日区分時刻を 1 時間早めた時刻
②	正規の勤務時間の始期、終期及び休憩時間帯を 30 分早めた勤務	各職場において定める半日区分時刻を 30 分早めた時刻
③	正規の勤務時間の始期、終期及び休憩時間帯を 30 分遅らせた勤務	各職場において定める半日区分時刻を 30 分遅らせた時刻
④	正規の勤務時間の始期、終期及び休憩時間帯を 1 時間遅らせた勤務	各職場において定める半日区分時刻を 1 時間遅らせた時刻

- ※ 年次休暇等の半日を区分する時刻（半日区分時刻）についても、時差出勤に伴い変更することとします。時差出勤を行った日に半日単位の年次休暇等を取得する際には、当該半日区分時刻により適切に取得してください。

4 時差出勤の期間

(1) 職員ごとの変更期間

時差出勤の実施は、原則、1 週間単位で行うこととしてください。

- ※ 公務の運営上の必要がある場合等には 1 日単位での実施を可能としますが、その場合であっても必ず実施前日までに決裁を終えてください（下記 5 (1) 参照）。

(2) 時差出勤の取扱いを可能とする期間

本通知における取扱いは令和 2 年 2 月 29 日（土）以降可能とします。本取扱いの終了については、別途連絡します。

なお、時差出勤を可能とする当該取扱いは、札幌市職員勤務時間及び休暇等に関する規則（平成 2 年規則第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定により、勤務時間の割振りの臨時変更を行うことにより可能とするものであり、あくまで例外的なものです。

5 事務手続き

(1) 決裁

時差出勤を行う場合、職員ごとに実施前日までに別添 1 「時差出勤実施簿」により所属長まで決裁を行い、各所属において時差出勤の状況を把握してください。

(2) 人事給与システムへの登録

時差出勤を行う職員については、別添 2 「人事給与システムの入力方法」に基づき、人事給与システムにおいて庶務担当者が時差出勤の設定を行ってください。

(3) 時間外・休日勤務について

上記5⁽²⁾により時差出勤の設定を行った職員については、時差出勤実施期間における人事給与システム上の正規の勤務時間が変更されますので、時間外・休日勤務を行う場合については、実際に時間外・休日勤務をした時間を人事給与システムにおいて入力してください。

6 留意点

- (1) 所属長は、職員ごとの事情（子の保育所送迎等）や、通勤方法・経路等を踏まえ、職員の同意を得た上で本取扱いを行ってください（所属により業務内容や職員の事情が異なるため、必ず全ての部署において時差出勤を導入しなければならないものではありません。）。
- (2) 時差出勤の実施にあたっては、各職場の実情に応じ、所属長による現認やメールでの確認等の方法で、適切に出退勤の把握を行ってください。
- (3) 臨時・非常勤職員の取扱いについては、下記のとおりとします。
臨時的任用職員：勤務する課所の常勤職員の例により対応
第2種非常勤職員：勤務時間の割振り変更（いわゆる「時間調整」）により、常勤職員同様に対応
- (4) 部分休業や育児時間等の各種休暇・休業制度については、それぞれの要件を満たす限りにおいて、併用を可能とします。なお、育児短時間勤務を行う職員についても対象となりますが、取扱いにつきましては、別途お問い合わせください。

7 職員自身の健康管理

職員は、新型コロナウイルス感染症の症状ではない場合であっても、発熱など風邪の症状がみられるときは、自宅で療養して体調管理に努め、外出をなるべく控えてください。

また、所属においても日常的に職員の健康状態を的確に把握し、職場に妊娠中や糖尿病等の慢性疾患を有する職員がいる場合については、特に職場内の感染防止に努めてください。

担当

- ・時差出勤に関すること

総務局職員部勤労課 中村（毅）・鈴木（211-2082）

- ・職員の健康管理に関すること

総務局職員部職員健康管理課 中村（公）（211-2086）

渡邊（211-3294 健康情報室）

札推第 1393 号
令和 2 年(2020 年) 2 月 27 日

指定管理施設所管局長 様

総務局長

**新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした指定管理施設に
おける利用キャンセル時の対応について（通知）**

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という。）に関し、令和 2 年 2 月 22 日の本市感染症対策本部会議において、イベント、行事の開催に関する本部長指示があったところです。

施設所管局においては、本市以外が主催するイベント等の開催可否について、改めて主催者に検討を依頼するよう指定管理者への要請方よろしく願っています。

また、指定管理施設における利用キャンセルがあった際の対応を、下記の通り、市として統一的に実施することといたしましたので、貴局内関係職員、指定管理者、施設利用者に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 指定管理施設における実施内容

- (1) 利用者が施設利用の中止または延期を行った場合、キャンセル料を不要とします。利用者が指定管理者に対し、すでに支払った利用料金は返金対応を行うこととしてください。
- (2) 上記(1)の返金相当額および、キャンセルに伴う未収相当額については、市が指定管理者に対し全額を補填します。市からの補填にあたっては別途予算措置を行う予定です。

2 対象施設

事前予約が可能な貸室、貸スペース等の場所貸しを実施している市の指定管理施設

3 返金を行う対象期間

令和 2 年 2 月 23 日（日）～令和 2 年 3 月 15 日（日）までの間の利用分

4 留意点

- (1) 本通知は、イベント等の開催について、一律の自粛要請を行うものではありません。
- (2) 市から指定管理者に対する補填方法については、別途通知します。
- (3) イベントを実施する場合は、これまでの本部長指示事項を参考にし、感染拡大防止に努めてください。

5 参考（別添）

令和元年度第3回札幌市感染症対策本部会議（令和2年2月22日実施）
本部長指示事項

担当：総）改革推進室推進課 田代、藤原 TEL：211-2061

報道機関各社 様

(新型コロナウイルス関連)
指定管理施設の利用キャンセルに伴う利用料金の返金等について

札幌市では、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、札幌市の指定管理施設の利用予定をキャンセルした場合、施設利用料金の返金等を行うこととしました。つきましては、市民の皆様への周知にご協力賜りますよう、何卒よろしく願いいたします。

なお、この措置はキャンセルされた利用料金の返金について定めたものであり、札幌市以外が主催するイベント等の開催について、一律の自粛要請を行うものではありません。

1 対象施設（市有施設）

事前予約が可能な貸室、貸スペース等の場所貸しを実施している市の指定管理施設

- 札幌ドーム ■ 市民ホール ■ 札幌コンサートホール Kitara ■ 教育文化会館
- 市民交流プラザ ■ コンベンションセンター ■ 札幌駅前地下広場
- 体育施設（月寒体育館・星置スケート場、月寒屋外競技場・カーリング場・中央体育館・区体育館・中島体育センター等） ほか、計 223 施設

2 対象期間

令和2年2月23日（日）から令和2年3月15日（日）までの間の利用分

3 施設利用料金の取扱い

利用者が施設利用の中止または延期を行った場合、キャンセル料を不要とします。利用者がすでに支払った利用料金は各施設において返金対応を行います。

4 利用料金返金等の背景

札幌市では、令和元年度第3回札幌市感染症対策本部会議（令和2年2月22日開催）における本部長指示にて、札幌市が主催するイベント等について、当面3週間程度、原則中止または延期としたところです。

また、札幌市以外が主催するイベント等についても、開催の可否について主催者に検討を依頼していることから、市長指示により、上記のとおり返金対応としたものです。

問い合わせ先
総務局改革推進室推進課 満保(みちやす)・田代(たしろ)
電話：211-2061

【市民文化局】新型コロナウイルス関連肺炎への対応について

施設の一時休館

(1) 休館する施設

- ・ 札幌芸術の森美術館、同工芸館、佐藤忠良記念子どもアトリエ
- ・ 本郷新記念札幌彫刻美術館

(2) 休館期間

令和2年2月29日（土）から3月15日（日）まで

子ども未来局 所管施設の休館・休止状況等

○児童会館、ミニ児童会館

2月28日（金）～3月6日（金）

全館休館

3月7日（土）～

児童クラブのみ実施（通常通り日曜日は休館）

※感染拡大の観点から、保護者に可能な限り在宅での保育を求めた上で、保護者が仕事を休むことができず留守番が困難であるなど、やむを得ない場合は受け入れます（児童クラブ登録児童以外は利用できません）

○こども劇場「やまびこ座」、こども人形劇場「こぐま座」

2月28日（金）～3月6日（金）

休館

○子育てサロン（ちあふる、子育て支援総合センター）

一部利用制限（遊具（おもちゃ・絵本）の使用を禁止等）をした上で開館

※相談機能や子育てに疲れた親子の居場所としての役割があることから、感染症対策に最大限の注意を払った上で開館します

○その他

公立保育所、認可保育所の保護者に向けて、以下の点について協力をお願いしています。

- ・当面3月7日（土）までの間、保護者が家庭で子どもを監護できる場合には、家庭での保育についてご検討いただきたいこと
- ・利用児童や施設職員が新型コロナウイルスに感染した場合には、感染された方の状況により施設の全部又は一部の休園を行い、必要な対策を講じることとなること

新型コロナウイルス関連の対応について【経済観光局】

1 専用相談窓口「新型コロナウイルス肺炎に対する緊急経営相談窓口」

(1) 1/29 より中小企業支援センター内に開設

(2) 相談件数

2/14 現在	13 件	↓内訳（括弧内は件数）
		来所(2) 電話(11) 宿泊業(5) 飲食業(2) 旅行業(1) 等
2/28 現在 ※開設 1 か月	121 件	来所(38) 電話(83) 飲食業(42) 宿泊業(24) 小売業(8) 運輸業(7) 旅行業(6) 理美容(5) 等
2/14~28	108 件	

(3) 体制の強化

相談件数の増加に応じて 3/2 より相談員を 2 名増員し 6 名体制とする

2 制度融資「新型コロナウイルス対応支援資金」

(1) 概要

2/7 創設、売上が減少し運転資金等の資金繰りに苦慮している中小企業者等への支援のための融資（資料：別添①）

(2) 認定書の交付

2/28 現在 13 件（←2/14 0 件）

飲食業 4 件、宿泊業 3 件 その他 建設業・運輸業・卸売業・小売業 等

※認定書＝融資対象条件（売上 10%減等）への適合を認定

※認定書の交付後、金融機関に融資を申し込み、審査等を経て融資実施

（融資実施までの期間は最も短い場合で 1～2 週間だが案件により異なる）

3 **新規** テレワーク導入等の就業環境の整備に関する相談を開始（3/4～）

3月4日より中小企業支援センター内「さっぽろ人材サポートデスク」で、テレワーク導入等の就業環境の整備に関する相談を実施（毎週水・金曜日）

（資料：別添②）

4 各経済関係団体への要請 (2/27~28)

(1) 趣旨

札幌市立小・中学校等の臨時休業等により休暇の取得が必要となる従業員の方々がでてくることも予想されることから、市内中小企業者等において、経済的な不利益が生じない休暇取得等、従業員が休みやすい環境整備へ配慮いただくよう、各経済関係団体に対し周知を要請

(2) 要請先

ア 経済団体：6 団体（札幌商工会議所、北海道経済同友会、北海道経済連合会、北海道商工連盟、北海道中小企業家同友会、北海道中小企業団体中央会）

イ 業界団体等：120 団体

(3) 要請した各団体の加盟等企業数

約 45,000 社

※団体ごとへの要請を行っているため、企業数については、複数団体に加盟等している場合の重複の可能性あり

5 その他

週明け以降、業務に差し支えない範囲において時差通勤を開始

新型コロナウイルス対応支援資金のご案内

札幌市では、新型コロナウイルス関連肺炎の流行による影響を受け、厳しい経営環境に置かれている市内の中小企業者等に対し、資金調達の円滑化と返済財源の負担軽減を図るため、「新型コロナウイルス対応支援資金」を創設しました。

<融資条件>

融 資 対 象	新型コロナウイルス関連肺炎の流行により直接または間接の影響を受け、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比10%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少することが見込まれる中小企業者等
融 資 限 度 額	1億円
資 金 使 途	運転資金及び設備資金
融 資 期 間	10年以内（うち据置期間2年以内）
融 資 利 率	年1.0%以内
返 済 方 法	割賦返済 ただし、融資期間1年以内の場合は、一括返済とすることができる
信 用 保 証	全て北海道信用保証協会の保証付とする。
信用保証料補給	企業が負担する信用保証料の2分の1以内を札幌市が補給 （下記の取扱期間内に信用保証の申込みが行われ、かつ融資が実行されることが必要。）
担 保	必要に応じて要
保 証 人	原則として法人は代表者のみ、個人は不要
取 扱 期 間	令和2年2月10日から令和3年3月31日まで
取扱金融機関	みずほ銀行、北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、 青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行、七十七銀行、第四銀行、 北海道信用金庫、室蘭信用金庫、空知信用金庫、苫小牧信用金庫、 北門信用金庫、北空知信用金庫、日高信用金庫、旭川信用金庫、 稚内信用金庫、留萌信用金庫、北星信用金庫、大地みらい信用金庫、 遠軽信用金庫、北央信用組合、札幌中央信用組合、空知商工信用組合、 ウリ信用組合、商工組合中央金庫 ※いずれも、原則札幌市内各店舗

※北海道信用保証協会の「緊急短期資金保証制度」との併用が可能です。

<申請手続き>

融資の申込にあたっては、上記の「融資対象」に該当することについて、札幌市の認定を受けることが必要となりますので、受付窓口である札幌中小企業支援センター（札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル2階）に認定申請書を提出し、認定書の交付を受けたうえで、お申込ください。

札幌市経済観光局産業振興部商業・金融支援担当課
札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階
TEL 011-211-2372 FAX 011-218-5130

報道関係各社 様

新型コロナウイルス感染症に係る対応に伴う テレワーク導入等の就業環境の整備に関する相談の開始について

札幌市では、人材確保に課題を抱える市内の中小企業者等を対象として、本年2月3日、札幌中小企業支援センター内に新たな窓口「さっぽろ人材サポートデスク（略称：ひとサポ）」を開設しました。

この度、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針において、企業に対してテレワークや時差出勤の推進が呼びかけられたことから、「さっぽろ人材サポートデスク」において、新たにテレワークの導入や休業補償等の相談への対応を開始しますので、お知らせします。

1 概要

- (1) 開設日：週2回（水、金） 9:00～12:00 13:00～16:00
- (2) 開設場所：中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル2階
札幌中小企業支援センター内「さっぽろ人材サポートデスク」
電話：011-200-5511 FAX：011-200-4477
- (3) 内 容
 - ・テレワークや時差出勤の導入等、就業環境の整備などの取組や、休業補償などの労務面でのアドバイスを実施※初回は3月4日（水）
 - ・社会保険労務士などの専門のアドバイザーを配置（原則予約制での対面相談、電話相談も可）
- (4) 運 営：一般財団法人さっぽろ産業振興財団

2 実施期間

令和2年（2020年）3月31日まで

※次年度（令和2年度）の開設日（曜日・頻度）については、状況を見て検討します。

3 参考

- ・「さっぽろ人材サポートデスク」では、毎週月曜日に人材確保のための窓口を開設し、効果的な求人方法、採用計画をアドバイスしています。
- ・札幌中小企業支援センターでは、1月29日から「新型コロナウイルス肺炎に対する緊急経営相談窓口」を開設し、「新型コロナウイルス対応支援資金」など融資相談にも対応しておりますので、ご相談ください。

【問い合わせ先】

経済観光局産業振興部商業・金融支援担当課
担当 守屋・近藤 電話：211-2372

人材確保窓口

さっぽろ人材サポートデスク

(ひとサポ)

3月からテレワーク導入等への相談を水・金に開設！

月曜日

《相談内容》

- 求人を出しても応募者が少ない
(効果的な求人方法)
 - 求職者の心に響く自社の魅力が分からない
(魅力再発見)
- など、人材確保についての相談

水曜日・金曜日

《相談内容》

- 社員の定着率が上がらない
 - テレワークを導入し、在宅勤務にも対応したい
 - 時差出勤を導入するため、就業規則を見直したい
- など、職場環境の整備についての相談



無料

(予約制)

※電話相談も可！

〔時間〕 9:00~12:00 13:00~16:00

〔対象〕 市内の中小企業経営者 (個人事業主のかたも含まれます)

社会保険労務士などの専門のアドバイザーが相談に応じ、課題解決を図ります！

※求人へのアドバイスや「札幌市就業サポートセンター」への求人情報の登録もお手伝い！

※人材紹介や就職あっせんは取り扱っていません。



【お申込み・お問い合わせ先】

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 (運営先)

札幌中小企業支援センター

(中央区北1条西2丁目 経済センタービル2階)

TEL : 011-200-5511 FAX : 011-200-4477

H P : <https://chusho.center.sec.or.jp>



令和2年（2020年）2月27日

報道機関各社 様

札幌市下水道河川局

「札幌市下水道科学館」の一時休館のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、「札幌市下水道科学館」を2月28日（金）から3月8日（日）までの間、休館としましたので、お知らせいたします。

1 休館する施設

名称：札幌市下水道科学館

所在：札幌市北区麻生町8丁目

2 一時休館期間

令和2年2月28日（金）から3月8日（日）まで

なお、3月9日（月）は通常の休館日のため、3月10日（火）から開館する予定です。

問い合わせ先

下水道河川局経営管理部経営企画課長 田口 浩司

電話：818-3452

新型コロナウイルス感染症への教育委員会の対応について

1 市立学校の休校

臨時休校の実施

校種	休業期間	休業日数
		※15日（日）までの実質
小中学校	令和2年2月28日（金）～3月13日（金） ※延長前の期間：令和2年2月28日（金）～3月6日（金）	17日間
特別支援学校	令和2年2月27日（木）～3月13日（金） ※延長前の期間：令和2年2月27日（木）～3月6日（金）	18日間
高等学校	令和2年3月2日（月）～3月13日（金）	14日間

⇒臨時休業期間中、児童生徒が人の集まる場所等への外出を控え、基本的に自宅において家庭学習等を行うよう、保護者へ依頼

⇒小学校 199 校、中学校 97 校、中等教育学校 1 校、高等学校 7 校、特別支援学校 5 校

2 高等学校・中等教育学校の卒業式

令和2年3月1日（日）から3月2日（月）へ延期

⇒実施にあたっては、感染拡大防止措置を講じるとともに、必要最小限の人数に限って開催するよう高等学校・中等教育学校へ周知

3 札幌市青少年科学館

臨時休業を実施（令和2年2月28日（金）～3月8日（日））

※3月9日（月）は通常休館日